

皆様におかれましてはお元気にお過ごしのことと存じ上げます。
季節は秋を乗り越えて、一気に冬に突き進む気配を感じさせます。
さて、今回より「福祉に関する」生活情報を皆様に提供してまいります。
私のつたない知識と経験をもとに、毎月お便りを発信していきます。
今回から、九回ほど「高齢者の抱える生活課題と対応」について、どのような実態か、
またどうすればよいのか、その処方箋的なものを提供させていただきます。
内容について、質問等ありましたらどうぞお気軽にご連絡下さい。

- お金
- 住居
- 食生活
- 付き合い
- 外出手段
- 生きがい
- 病氣介護
- 家督相続
- 死の迎え

①収入の基本は、公的年金のみ

下の右側の表は、国民一人あたりの一か月の平均受給額です。また、下記左の表は、65歳以上の一世帯あたりの年間平均所得額です。また他の収入として給与所得、企業・個人年金等があります。最後はやはり貯蓄の取り崩しでしょうか。

表1-2-2-2 高齢者世帯の所得

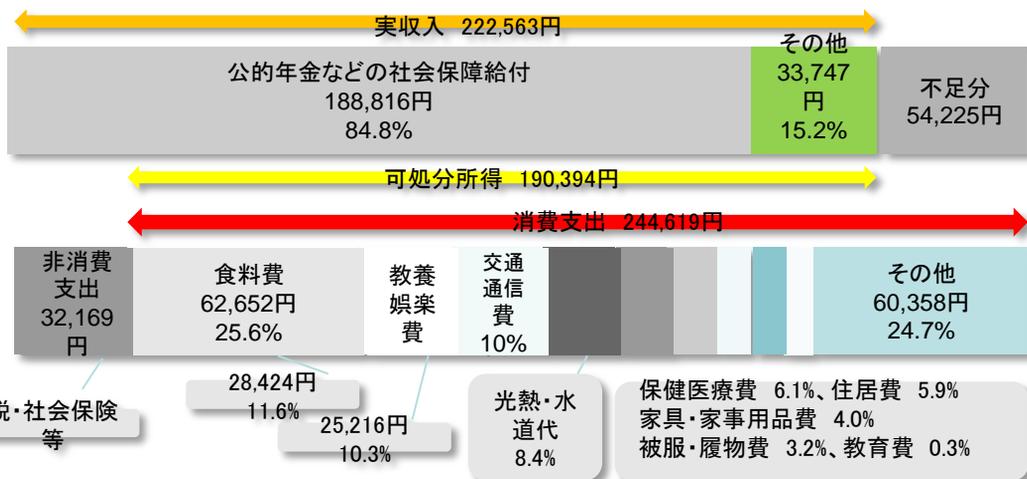
区分	平均所得金額	
	一世帯当たり	
高齢者世帯	総所得	298.9万円
	稼働所得	50.5万円 (16.9%)
	公的年金・恩給	211.6万円 (70.8%)
	財産所得	17.6万円 (5.9%)
	年金以外の社会保障給付金	2.5万円 (0.8%)
	仕送り・その他の所得	16.6万円 (5.5%)
全世界帯	総所得	556.2万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成20年)(同調査における平成19年1年間の所得)
(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わっ

'09年9月厚生労働省資料参考	平均受給額(一人/月) 25年以上納付(報酬比例分あり)
国民年金	54,154円
厚生年金	157,553円
65歳以上	'10年高齢者白書参考
平均貯蓄額	2,329万円/世帯

右図は、60歳以上の無職の方の家計収支(二人世帯)

総務省家計年報(H21)より



② 限られた収入の中での工夫

まず、資産明細の洗い出し、資産計画の見直しをおこないましょう。見直対象は、生命保険、投資先、住宅ローン繰り上げ返済等です。無駄なものがないか検討しましょう。

③ 成年後見制度という仕組み利用

認知症や知的障害のある人を狙って、不必要な工事を契約させたりする訪問販売が再び増加にあります。これは住宅エコポイント制度を活用したリフォーム市場が背景にあると言われていています。その対応方法として、「成年後見制度」があります。この制度の被後見人になると、どんな契約をしても無効になります。

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com
HK Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3-7-7
TEL:090-5340-0364 info@kitawel.com